

第 879 号

うた 広報

発行 上 田 市
編集 秘 書 課
電話 上田(22)4100
印刷 田 辺 印 刷



主な内容

- | | | |
|-------------------------------|-----|-----|
| 12月定例会市議会、土木・災害復旧など重点に補正…………… | 2・3 | ページ |
| 交通渋滞を考える④…………… | 4・5 | ページ |
| 北陸新幹線、生活環境の影響予測と保全対策…………… | 6・7 | ページ |
| お知らせ…………… | 8・9 | ページ |
| 定期監査の結果公表…………… | 10 | ページ |

「市民と市長の日」を2月1日(火)午前9時から午後4時まで、市役所3階市長室で行います。お気軽におでかけください。

「農地問題相談」を2月1日(火)午前8時30分から午後5時まで、市役所2階農業委員会事務局で行います。お気軽におでかけください。

(中央六丁目)	鍛冶町	八六
辰子殿さん	一八	
小宮昭成さん	西野竹	一一
	奥田治吉さん	七三
	宮島省吾さん	七三
	天沢八二	七三
	酒沢要三	六一
(中央四丁目)	黒沢道子さん	六一
	中組	六一
	丸山良之助さん	七七
	野村清次さん	七七
	鈴木大さん	五〇
	大日比	五〇
	柳所	五〇
	水道管やメーターの凍結を防止しよう	

12月定例市議会

土木・災害復旧など重点に補正

12月議会で決まった57年度予算

補正予算額	
一般会計	3億3,489万7千円
特別会計	3億2,276万1千円
予算総額	
一般会計	199億8,954万円
特別会計	63億5,611万7千円

※特別会計に老人保健事業(2億4,792万5千円)を新設。また、特別会計には産院事業も含む。

12月定例市議会が、12月1日から17日まで、17日間の会期で開かれました。今回の市議会では、6つの医療費特別給付金条例を一本化する「上田市福祉医療費給付金条例の制定案」、水道料金審議会の答申に基づき料金の改定をする「上田市水道条例の一部改正案」、「昭和57年度上田市一般会計補正予算案」など30議案が審議され、すべて可決・承認されました。

補正予算の主な内容(一般会計)

* 総務費	
県議会議員一般選挙費	658万9千円
* 民生費	
老人保健事業特別会計繰出金	1,235万9千円
生活保護扶助費	6,668万3千円
石井基金積立金(累計3,000万円)	200万円
障害児保育事業補助金	304万9千円
保育園改修工事費(神川第二・神科第二)	350万円
* 農林水産業費	
特定地域農業振興総合対策補助金 (下組新田生活改善センター)	480万円
肉用牛一貫生産促進事業補助金	251万3千円
牡蛎飼育近代化推進事業補助金	886万6千円
非補助土地改良事業工事費 (染屋農道舗装、豊里農道新設)	884万円
市単土地改良事業補助金	800万円
* 土木費	
県道工事地元負担金	1,527万5千円
道路維持工事費	2,600万円
道路新設改良工事費	5,100万円
* 消防費	
小型動力ポンプ購入補助金	100万8千円
* 教育費	
教師用教科書、指導書購入費	909万4千円
中塩田小教室改造工事費	232万円
特別教室机・いす購入費	820万円
上田城跡内家屋移転補償費	1,010万円
* 災害復旧費	
林道災害復旧工事費(小出線など)	2,150万円
風倒木処理委託料、補助金	1,490万円
公園施設災害復旧費 (千曲川河川敷グラウンド6面)	3,600万円

条例の制定・改正

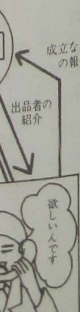
▽点訳奉仕活動等石井基金条例の一部改正

市内大手二丁目の石井光一さんから多額の御寄付をいただきましたので、基金の増額を図り、寄付者の御意向にそって有効に活用させていただきますというものです。今回の御寄付により、「点訳奉仕活動等石井基金」は総額三千万円と



▽特別会計条例の一部改正
老人保健法が、今年二月一日に施行されるのに基づき、「老人保健

を!





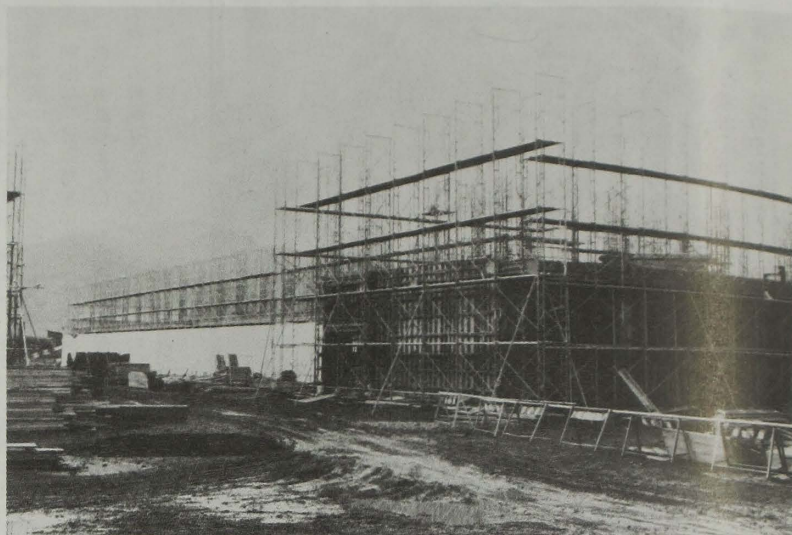
遠藤芳男さん

固定資産評価審査委員に

十二月定例市議会で、固定資産評価審査委員に遠藤芳男さんが新任されました。

遠藤芳男さん（えんどうよしお、五十三歳、保野八五四一）
略歴：上田織維専門学校卒、塩田町議会議員、上田市議会議員、上田ひろぎ園理事

昭和59年4月開校を目指して工事が進められている南小学校（中之条地籍）



▽特別会計条例の一部改正
老人保健法が、今年二月一日に施行されるのに基づき、「老人保健事業特別会計」を設けたいというものです。

▽上田市水道条例の一部改正
改正の主な内容は、水道料金審議会の答申に基づき、平均三一・八三％の引き上げ改定をお願いしたいというものです。また、答申にあった付帯意見を尊重し、生活保護世帯及び母子世帯の皆さんが使用する水道の基本料金は、二分の一として、低所得使用者の料金負担の軽減を図りました。料金算定期間については、変動の激しい経済情勢の中にあつて長期予測が立ちがたい実情ですので、昭和五十八年四月一日から二か年としました。

▽上田市福祉医療費給付金条例の制定

昭和五十八年二月一日に、老人保健法が施行されます。上田市福祉医療費給付金条例は、老人保健法により適用される老人階層と県・市単独事業の上の福祉に係る階層とに不均衡が生ずることとなるので、バランスを保つため制定したいというものです。また、老人医療費特別給付金条例、乳幼児医療費特別給付金条例など六つの条例は廃止され、この福祉医療費給付金条例に一本化されました。

不用品登録情報（主なもの）

（1月7日現在）

ゆずります	〈希望価格〉	ゆずってください
スケート靴 24.5cm	3,500円	ベビーベッド
ホットプレート 3回使用	3,500円	ベビーふとん
50ccバイク 1年使用	30,000円	子供用食堂いす
スパイクタイヤ 6.45×14、ホイル付	15,000円	すべり台
スパイクタイヤ 5.00×10、ホイルなし	3,000円	カラーテレビ
都市ガスフロ 3年使用、1.5人用	15,000円	冷凍冷蔵庫
8ミリカメラ 1回使用	40,000円	洗濯機
食卓テーブル いす4つ付	15,000円	ジュース
和文タイプ	10,000円	編機
まき	無料	シングルベッド
ショール	5,000円	二段ベッド
大正琴 ケース付	12,000円	下駄箱
マンドリン	1,000円	事務機
○じゅうぶんに活用できる不用品は、 どんなものでも登録しましょう。		天体望遠鏡
		ぶら下がり健康器

◇ゆずりたい品物、ゆずってほしい品物がありましたら、生活環境課生活係（☎24100 内線301）へお気軽に御連絡を。
◇紹介後のトラブルなどについては、責任を負いかねますので御了承ください。

不用品の交換で むだのない生活を！

生活環境課では、不用品の紹介・あつせんをしています。
お気軽に御利用下さい。



交通渋滞を考える ④

意識調査から 渋滞の解消方法を探る〈下〉

シリーズ「交通渋滞を考える」では、前回と今回の二回にわたり、マイカー通勤者が望んでいる、あるいは協力を示している交通渋滞の解消方法を探っています。これは「マイカー通勤者の意識調査」と「事業所の意識調査」から、アンケートの項目ずつを取り上げているもので、前回は「近距離マイカー通勤の減少」と「バス・電車の活用」の二点を掲載しました。今回は「時差出勤とノーカー運動」と「マイカーの相乗り」について考えてみたいと思います。



朝のラッシュ時、左岸地区からは上田橋や古舟橋に車が殺到する。
(写真は、古舟橋手前の千曲町で)

時差出勤とノーカー運動

「時差出勤やノーカー運動などで交通の流れを分散させる」

この方法には、マイカー通勤者意識調査で二千二百六人中、七百四十七人、三三・九%の人が協力を示しました。事業所調査では、時差出勤だけですが、百六十八人中、七十七社、四五・八%の事業所が協力できるとしています。(別図6)

では、始業時刻は何時ごろが多いか見ると、マイカー意識調査では午前八時から八時三十分の間に八三・二%、千八百三十五人(二千二百六人中)。事業所調査では、同時間帯に八二・一%、百三十八社(百六十八社中)と、両調査の結果とも八割以上が午前八時から

八時三十分集中しています。(別図7)

図7

このシリーズの最初でもお知らせしましたが、通過交通量調査では、朝のラッシュ時に市街地へ流入するマイカーは一万百台であることがわかっています。このマイカーが、午前八時から八時三十分の始業時間を目指して、いかに集中してくるかがわかります。

また、事業所調査で、マイカー通勤について何も制限していないと答えた事業所が七五%(百二十六社)もありました。(別図8)

マイカーの相乗り

この方法では、マイカー通勤者二千二百六人中、四百四十人、一九・九%の人が協力を示し、事業所では百六十八社中、九十一社、五四・二%の事業所が協力できるとしています。(別図9)

では、一人乗りマイカーの割合を見てみましょう。通過交通量調査では、相乗りを含めたマイカーは一万百台となっています。このうち一人乗りマイカーは、八二・九%、八千三百七十一台を占め、相乗りはわずかに一七・一%、千七百二十九台にすぎません。(別図10)

このことから、相乗りをすることにより、かなりのマイカーの減少を図れますが、この相乗りには大きな問題があります。

道路運送法第一〇一条の有償運送の禁止及び賃貸の制限の第一項で、自家用自動車有償で運送に用いることが禁じられています。(別図参照) また、任意の自家用自動車保険も有償運送の場合、保険金が支払われたことがないという大きな問題があり、マイカーの相乗りという方法での交通渋滞解消は大変むずかしくなっています。

《別記》

道路運送法

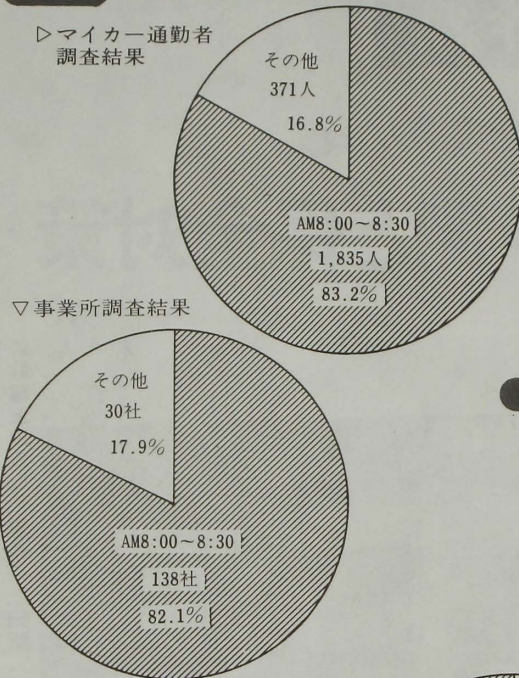
(有償運送の禁止及び賃貸の制限)

で運送の用に供してはならない。但し、災害のため緊急を要するときは、又は公共の福祉を確保す

るため、やむを得ない場合であつて運輸大臣の許可を受けたときは、この限りでない。

が協力を示した交通渋滞解消方法などを資料に、皆さんの理解と協力が得られる方法を、できるだけ

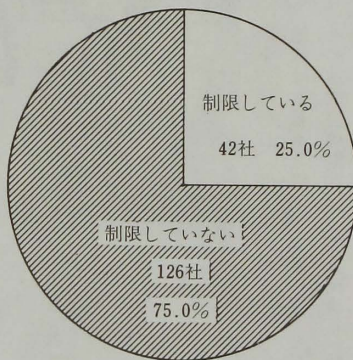
別図7 始業時間の集中度



別図8

マイカー通勤について何らかの制限をしているか

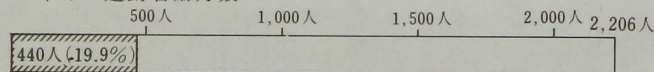
▷事業所調査結果



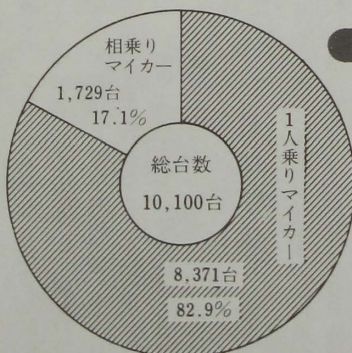
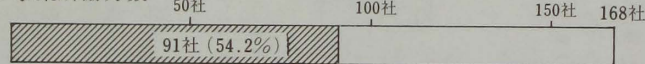
別図9

マイカーの相乗りを市民運動化する

▷マイカー通勤者協力数



▷事業所協力数



別図10

1人乗りマイカーの割合

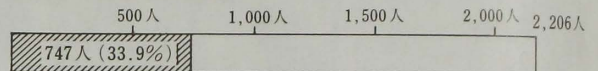
◁マイカー通勤者調査結果

「交通渋滞解消方法」説明の注意

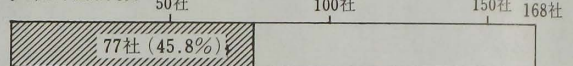
- ①交通渋滞解消方法協力者(事業所)数の%は、重複回答のため100%にはなりません。
- ②地方事務所の「事業所意識調査」は、上小地区の従業員30人以上の事業所228社を対象に実施、168社から得た回答結果です。(回答率73.7%)
- ③上田市交通渋滞対策会議の「マイカー通勤者意識調査」は、市内塩尻、市街地、神科、神川4地区内の従業員数30人以上、183社の従業員2,857人を対象に実施、2,206人から得た回答結果です。(回答率77.2%)
- ④「通過交通量調査」は、市が6月21日(月)から6月26日(土)までの6日間実施。今回の説明には、土曜日を除いた5日間の平均数値を用いました。

別図6 時差出勤やノーカー運動などで交通の流れを分散させる

▷マイカー通勤者協力数



▷事業所協力数



渋滞解消の立案に努力

で運送の用に供してはならない。但し、災害のため緊急を要するときは、又は公共の福祉を確保す

るため、やむを得ない場合であって運輸大臣の許可を受けたときは、この限りでない。

交通渋滞の解消には、他にも交通規制の強化や一人乗りマイカーの市街地進入禁止など、種々の方法が考えられます。しかし、シリーズ「交通渋滞を考える」では、マイカー通勤者及び事業所が協力

を示した交通渋滞の解消方法について、意識調査を基にまとめてみました。現在、市の交通渋滞プロジェクトチームと上田市交通渋滞対策会議では、種々の調査結果や皆さん

が協力を示した交通渋滞解消方法などを資料に、皆さんの理解と協力が得られる方法を、できるだけ早く立案するよう努力を重ねています。

現状道路網の中で交通渋滞の解消を図るには、市民の皆さん、特にマイカー通勤者一人ひとりの理解ある協力がぜひ必要です。もう一度、わが街上田の交通状況を見直し、どうしたら交通渋滞が解消できるのか、皆さんと一緒に取り組みたいと思います。

北陸新幹線

環境影響評価報告書案から

生活環境の影響予測と保全対策

新幹線上田駅は、現在の上田駅（写真）北側に併設されます。



北陸新幹線の沿線地域の自然・生活環境などに及ぼす影響予測をした「環境影響評価報告書案」が、昨年十二月六日に日本鉄道建設公団から公表されました。

前回の「広報うえだ」では、この報告書案から北陸新幹線の「駅・ルート」の概要と「建設計画及び輸送計画」についてお知らせしました。今回は、「生活環境に及ぼす影響の予測と環境保全対策」について掲載します。

騒音

ア、環境保全目標は、環境庁告示（昭和五十年）により、「類型Ⅰ（居住地域）の地域は七〇以下」

以下、類型Ⅱ（商業地域）の地域は七五ホン以下」であり、その達成目標期間は「開業時直ちに」を目標とすることとされています。また、運輸省の指針により音源対策の努力目標は八〇ホンとされています。なお、地域類型の指定は、県知事が行うこととなっています。

イ、環境保全対策として、これまでの経験から音源対策により八〇ホン以下に低減することは可能と見られます。それ以上の対策を必要とする地区については、まず新幹線計画と整合した土地利用対策（沿線への道路、公園、緑地の配置など）を積極的に講ずる

よう沿線の地方公共団体に要請しており、その具体的な場所、方策については協議のうえ実施します。これらによってもなお基準を満足できない場合は、家屋防音工などの障害防止対策を講じます。なお、上田市内で対策が必要と思われる地区は、下堀、上堀、上田駅周辺と予想しており、他の地域の対策は比較的少ないとしています。

ウ、トンネル空気圧音については、必要なトンネルについて緩衝工などの対策を講ずるので問題ありません。

振動

環境保全目標は七〇デシベル以下です。なお、病院、学校その他特に静穏の保持を要する施設については、特段の配慮をすることとされています。

東海道新幹線では、軟弱地盤地域を中心に七〇デシベルを超えた地点がかなりありましたが、東北新幹線（盛岡以南）では、そのような地点はみられません。したがって、本路線沿線における軟弱地盤地域などの振動に配慮する必要があります。ある地域（軽井沢、長野市篠ノ井の一部と長野市赤沼付近）についても、適切な設計を行うことにより、環境保全目標はほとんど満足し得るものと見られます。

なお、地質条件などにより保全目標を上回る場合には、騒音対策と連携した土地利用対策などを行うこととし、さらに必要な場合は家屋防振工などの障害防止対策を講じます。

日照阻害

線路に近接した地区の居住者が構造物の日陰の影響により日照阻害を受けた場合は、中央用地対策連絡協議会の申し合わせに基づき対処します。

テレビジョン電波障害

テレビの受信品位の評価三以上が二以下に低下するようなテレビジョン電波障害の発生する範囲は、種々の条件により異なり、正確な予測は難しい状況です。従来からの経験によれば、たとえば電界強度が八〇デシベルの場合は路線から約二百メートル程度、六〇デシベルの場合は約四百メートル程度が、おおむねそのような範囲になると想定されます。

テレビジョン電波障害を受けると考えられる受信者については、工事着手前に受信品位の評価の事前調査を行い、これらの受信者が受信障害を受けた場合は、中央用地対策連絡協議会の申し合わせに基づき、共同受信施設の設置などの対策を行います。

昭和五十八年二月一日から老人保健法が施行され、七十歳（寝たきりの障害認定を受けた人は六十

五歳）以上のすべてのお年寄りは、

導員さんを通じて交付されることとなります。

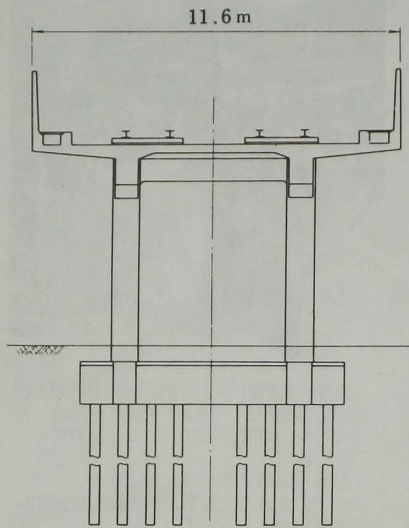
ただし、新しく老人保健の医療受給資格者となる皆さん（社会保

の交付申請を行ってください。なお、二月一日以降は、現在の「老人医療費受給者証」はすべて無効となり、「健康手帳」がないと

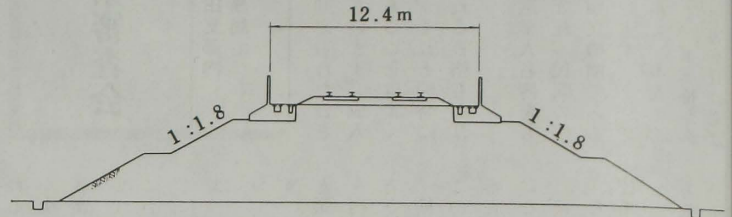
北陸新幹線 構造物の標準的な断面図

図は構造物の標準的な断面を示したもので、形状・寸法などは地域及び構造物の条件により異なります。

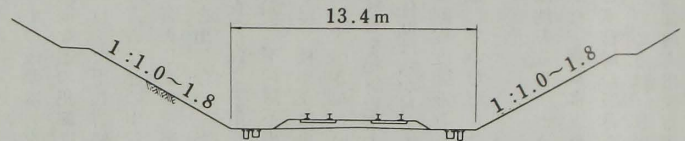
高架橋



盛土 (バラスト軌道の場合)



切取 (バラスト軌道の場合)



昭和五十八年二月一日から老人保健法が施行され、七十歳（寝たきりの障害認定を受けた人は六十五歳）以上のすべてのお年寄りは、新しい制度でお医者さんにかかることになりました。

現在、どのような医療保険（国民健康保険、職場の健康保険、公務員の共済組合、船員保険、日雇健康保険）に、被保険者あるいは扶養家族として加入している人も、医療保険に加入している人はみんな七十歳（寝たきりの障害認定を受けた人は六十五歳）を過ぎれば、医療については、いままでの医療保険から切り離され、老人保健でお医者さんにかかることとなります。

ただし、いままで加入していた医療保険の被保険者あるいは扶養家族としての資格は、そのまま残され、医療以外の給付（たとえば葬祭費など）は、いままで加入していた保険から支払われます。

「健康手帳」交付の手続き

老人保健では、老人の医療についての取り扱い、すべて市役所（福祉課）で行います。

七十歳以上で、すでに「老人医療費受給者証」の交付を受けている皆さんには、現在の老人医療費受給者台帳により事務手続きを行い、「健康手帳」は自動的に保健補

お年寄り (70歳以上) の 医療は老人保健で

2月1日から実施

(福祉課医療給付係 ☎24100内線376)

いては、保険者や資格を確認するために申請用紙をお送りしてありますので、保険証、印鑑（寝たきりの人は、さらに身障者手帳あるいは国民年金証書など申請に必要なもの）を持って、一月一日以前のなるべく早い時期に「健康手帳」

導員さんを通じて交付されることとなります。

ただし、新しく老人保健の医療受給資格者となる皆さん（社会保険本人の場合など）及び六十五歳以上七十歳未満で寝たきりの障害認定を受けられている皆さんにつ

の交付申請を行ってください。

なお、二月一日以降は、現在の「老人医療費受給者証」はすべて無効となり、「健康手帳」がないと保険制度による医療は受診できなくなりますので、御注意ください。

一部負担金を支払う

いまでは、老人医療費支給制度により、老人医療費は無料でしたが、これからは医療費の一部を自己負担することになります。

負担金の額は、外来で診療を受ける場合、一つの医療機関に一月四百円の一部負担金を最初の診療の日を支払います。これは毎月支払います。

入院の場合は、一日三百円の一部負担金を二か月間支払います。

（ただし、健康保険や共済組合の被保険者本人が入院した場合は五十日間です）

健康手帳と保険証を提示

いまでは診療を受ける際、医療機関の窓口へ「老人医療費受給者証」と「保険証」を提示しましたが、これからは市役所から交付された「健康手帳」と「保険証」を提示して診療を受けます。

これは「健康手帳」によって受給資格を、また「保険証」によってどの医療保険の加入者であるかを明らかにするためです。

策（沿線への道路、公園、緑地の配置など）を積極的に講じる

（昭和五十年）により、「類型I（住居地域）」の地域は七〇ホ

より、環境保全目標はほとんど満

足し得るものと考えられます。

基づき、共同受信施設の設置などの対策を行います。

結婚セミナーに

をめぐる諸問題、母子衛生、家族計画などについて正しい知識を得てもらうために実施するものです。

ら二月十二日出(消印有効)
募集要項請求：二百四十四分の切手と同封のうえ、次のところへ

4期
8期
期と国
すよう

です。
0691>

品)

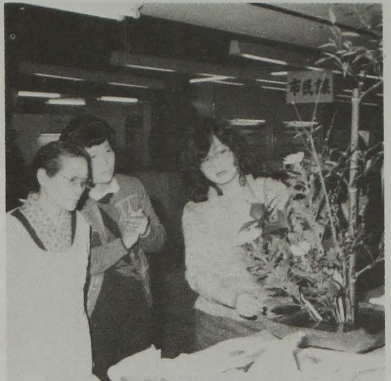
今年、成人式を迎えられた皆さん、おめでとうございます。成人になると選挙権があることはよく知られていますが、それと同時に検察審査員に選ばれる資格もあります。

検察審査員は、選挙人名簿をもとにしてクジで選ばれ、民間の代表者十一人で公の独立機関である検察審査会を構成します。クジで選ばれるわけですから、本人の希望の有無に関係なく、選挙権がある人の中から選ばれます。

成人と検察審査会

長野地方裁判所上田支部内
上田検察審査会事務局
☎2200003

お知らせ



去年の5月から毎週金曜日、山月流上田支部の皆さんが、市役所玄関ホールに、奉仕で花を生けています。いつもありがとうございます。

皆さんは美による社会奉仕をモットーに、市役所のほか染谷警察官派出所や塩田中央保育園などにも花を生けています。

れる可能性があるわけです。

検察審査会の主な役割は、交通事故、詐欺、横領などの犯罪について、検察官が行った不起訴処分について、不服のある被害者などの申し立てによる事件を審査します。審査は、各自が意見を出し合い、多数決により検察審査会の結論を出します。検察審査会が「不起訴不当」と議決したときは、検事は事件を再捜査し、起訴すべきだということです。その被疑者を起訴します。

検察審査員の任期は六か月です。この間に、月二回程度開催される審査会議に出席していただくこととなります。

検察審査会は地方裁判所とその主な支部に置かれ、検察審査員の仕事を補助する事務局が設けられています。詳しいことは、長野地方裁判所上田支部内上田検察審査会事務局にお尋ねください。



市への物品納入
「見積参加願」の提出

管財課 ☎224100
内線 255・256

昭和五十八年度、市へ物品の納入を希望される人は、「見積参加願」が必要です。次により御提出ください。

提出期間：二月一日(火)から同二十八日(月)。期日までに提出されますと、市の規則により資格審査をし、見積参加業者名簿に掲載します。

提出先・お問い合わせ先：管財課 (市役所本庁舎三階)

必要書類：①見積参加願 ②営業概要調査書 ③事業経歴書 ④納税証明書(事業税、市町村民税、固定資産税、都市計画税、軽自動車税、国民健康保険税)の各一通

用紙は管財課にあります。

生活講座日程表

講座名	講師	月日	時間	定員
暮らしの中での健康づくり (肩こり体操)	スポーツインストラクター 久保田里子さん	2月14日(月)	午後 6:00~8:00	30名
		2月15日(火)		
手軽にできる健康料理	栄養士 岩崎 敬子さん	2月17日(木)	〃	30名
家庭に病人が出た場合	日赤家庭看護法講師 芦田さだよさん	2月21日(月)	〃	30名
		2月22日(火)		
暮らしの中での更生と活用 (指人形)	手芸講師 伊倉 光子さん	2月26日(土)	午後 1:00~4:00	30名

*定員になり次第締め切ります。

生活講座の 受講生を募集

働く婦人の家
☎272988

働く婦人の家では、次のとおり

生活講座を開きます。

対象者：市内にお住まいの婦人及び市内の事業所にお勤めの婦人

受講料：無料(ただし、料理材料費四百円前後、指人形材料費三百円前後)

申込方法：働く婦人の家へお申し込みください。電話でもけっこうです。

結婚セミナー日程表

第1回 1月21日(金) 午後6:00～8:30	開講式 講演 「男と女の心とからだ」 真山喜登子 医師 「結婚前の健康管理」 瀬下保健婦
第2回 1月28日(金) 午後6:00～8:30	血液検査(梅毒反応検査、血液型、貧血検査) 講演 「あたたかい家庭生活」 久保みはるさん 「望ましい食生活」 滝口主査栄養士
第3回 2月3日(木) 午後6:00～8:30	映画 「生命創造」 講演 「家族計画について」 高木保健婦 閉講式

結婚セミナーに

御参加を

上田保健所 ☎231260

長野県上田保健所では、次によう「第八回・結婚セミナー」を開催します。このセミナーは、幸せな結婚生活を迎える二人に、結婚

58年度の

学生を募集

東京職業訓練短期大学校
☎0423413331

応募資格：学校教育法による高等学校を卒業した人(五十八年三月卒業見込みの人を含む)または、これと同等以上の学力があると認められる人

修学年限：二年(昼間)

募集科目・人員：生産機械科、金属成形科、自動車科、電気科、電子科、建築科、室内造形科、環境化学科、各科二十名(いずれの科も男女を問いません)

試験科目：外国語Ⅱ英語A 数学Ⅱ数学I・IIB 理科Ⅱ物理I、化学Iから一科目選択

願書受付期間：一月二十五日(火)か

をめぐる諸問題、母子衛生、家族計画などについて正しい知識を得てもらうために実施するものです。とき：上表のとおり

ところ：上田市働く婦人の家

内容：上表のとおり

対象者：婚約中の男女

申込方法：電話で直接、上田保健所へ申し込んでください。(このセミナーは二回目からでも受講できます)

ら二月十二日(出) (消印有効)

募集要項請求：二百四十円分の切手を同封のうえ、次のところへ御請求ください。

〒187 東京都小平市小川西町二六〇 東京職業訓練短期大学校学生課

大学校学生課

一日生活教室

知っておきたい

税金の知識

上田消費生活センター
☎250998

長野県上田消費生活センターでは、一日生活教室として毎月、講演会を開いています。

今日は、税金の種類や仕組みなどの基本的な学習に加え、節税についても学習します。外食した時の料理飲食税、土地や住宅を取得した時の不動産取得税、贈与税などについても学習し、上手な節税の方法も身につけましょう。

とき：一月二十七日(木)午後一時三十分から三時三十分

ところ：上田消費生活センター教室

テーマ：「知っておきたい税金の知識」

講師：上田税務署長 神津典男さん

2月の乳幼児健康診査

昭和58年2月の乳幼児健康診査を下記により行います。
受付時間は、いずれも午後1時から2時。
母子健康手帳をお持ちください。

会場	健診	実施日	対象児
上田市保健センター	4か月児	2月1日	57年9月16日～9月30日生
		2月16日	57年10月1日～10月15日生
	10か月児	2月2日	57年3月16日～3月31日生
		2月17日	57年4月1日～4月15日生
	1歳6か月児	2月3日	56年7月16日～7月31日生
		2月18日	56年8月1日～8月15日生
塩田母子健康センター (塩田地区)	3歳児	2月10日	55年1月1日～1月15日生
		2月25日	55年1月16日～1月31日生
	4か月児	2月8日	57年9月16日～10月15日生
		2月8日	57年3月16日～4月15日生
	1歳6か月児	—	—
	3歳児	2月4日	54年12月1日～55年1月31日生
川西社会福祉センター (川西地区)	4か月児	—	57年9月16日～10月15日生
	10か月児	2月9日	57年3月16日～4月15日生
	1歳6か月児	—	56年7月16日～8月15日生
	3歳児	—	—

今月の納税

市県民税 第4期 国民健康保険税 第8期

今月の納税は、市県民税第4期と国民健康保険税第8期です。

税金は、納期内に納入されますよう御協力ください。

今月の納期限は、1月31日(月)です。

＜収税課☎24100内線241・有線☎0691＞

税金を納めて

明るい町づくり

(市内中学生納税標語入選作品)

あなたの国民年金

(63)

国民年金のテレビ広報番組

社会保険提供のテレビ番組「きょうの健康あすの年」が、長野放送(NBS)で放映されます。

放送日	放送テーマ	放映日時
1月29日	国民年金のしくみ	毎週土曜日 午前7時30分 ～7時45分
2月5日	おすみですか国民年金の加入手続き	
2月12日	あなたならどうする国民年金の繰上げ請求	
2月19日	お気軽に！社会保険各種相談	

国民年金保険料も口座振替で

国民年金の保険料未納の方は、至急納めましょう。国民年金の保険料を市役所・農協・指定金融機関などで、自分で納めている方の中には、「ついすっかり忘れてしまった」「その都度納めに行くのがめんどろうだ」という方もいらっしゃるようです。このような方には、便利な口座振替をお勧めします。口座振替を希望される方や詳しいことをお知りになりたい方は、市役所国保年金課国民年金係へ御連絡ください。

国保年金課年金係 ☎24100 内線284・有線207111

社会保険出張相談日

(2月)

★千曲川左岸地区	第1火曜日	1日
	第3火曜日	15日
会場…松尾工業株式会社(川辺町)		
★千曲川右岸地区	第2火曜日	8日
	第4火曜日	22日
会場…上田商工会議所(大手町)		
○各会場とも午前9時～午後3時		

年賀状で住所録の整理を

お正月にたくさんの年賀状を受け取られたことと思いますが、差出人の住所が転勤や転居、住居表示制度の実施などにより変更になっているものがあります。この機会に、受け取った年賀状で住所録の整理をしましょう。

定期監査の結果公表

上 田 市 長 永野 裕貞 殿
上田市議会議長 松野 量平 殿

上田市監査委員 小池 守
同 竹内 義憲

定期監査の結果について(報告)

地方自治法第199条第3項の規定により実施した昭和57年度第2回定期監査の結果を次のとおり報告します。

記

1 監査の期間

昭和57年9月8日から昭和57年12月20日まで

2 監査の範囲

昭和56年度における財務に関する事務処理の状況、契約及び工事の状況などについて

3 監査の対象

民 生 部

市民課、国保年金課、保健予防課、生活環境課、清掃事務所

社 会 部

福祉課(点字図書館)、社会課(勤労青少年ホーム、相染閣)、児童保育課(乳児院、母子寮、26保育園)、同和对策課、福祉事業センター(西塩田事業所、中塩田事業所、川西事業所)、報恩寮、老人福祉センター、川西社会福祉センター、塩田解放会館、城南解放会館、中央解放会館

教育委員会

庶務課、学校教育課(17小学校、7中学校)、社会教育課、同和教育課、体育課(体育施設管理事務所、自然運動公園管理事務所、勤労者体育センター)、中央公民館、西部公民館、城南公民館、上野が丘公民館、塩田公民館、川西公民館、図書館、博物館、信濃国分寺資料館、山本鼎記念館、第一学校給食センター、第二学校給食センター

4 監査の結果

各所管における財務に関する事務は、おおむね適正に処理されているものと認めた。それぞれの監査所における細部の指摘事項については、そのつど注意または改善を促した。

各所共通のおもな指摘事項については、別記のとおりである。今後とも行政の多様化にともない、ますます増大する事務処理にあたっては、常に能率化に意を用い、効率的執行に配意されるよう望むものである。

(別 記)

○ 出納事務における伝票処理にあたっては、財務規則に従い財務会計の手引きにより処理されておるところであります。手引きどおり処理されておらない課所が散見されましたので、常に財務会計の手引きを参考に適切な処理をされるよう心がけられたい。

法律相談を開催します

＝不動産、登記など住宅関係＝

と き…1月28日(金)、2月18日(金)、3月18日(金)
いずれも午後1時から3時

ところ…県住宅部住宅課内

長野県宅地住宅相談所(県庁7階)

※弁護士が御相談に応じ、無料です。